

<交通関連>

1. 狭山中央通り本田技研南側のT字路の信号について、大型車が前方にいると信号が見えないので、後方からでも信号機が見える位置への変更を改めてお願い致します。位置変更が困難であれば、反対向きに設置されているもう一方の信号機の向きを変更（若しくは両面設置）していただきたい。

また、歩行者の安全確保のために歩行者用信号機を設置いただきたい。そうすることで、車両にとっても信号が変わるタイミングを予測することができるので、前述の要望が実現できない場合の補完策にもなると考えます。

さらに、横断歩道の白線が消えているので、併せて白線表示もお願い致します。

【回答】

当該信号機につきましては、市から狭山警察署へ位置の変更等を要望しているところですが、今後も引き続き要望してまいります。また、横断歩道の復旧につきましても、所管の狭山警察署へ要望してまいります。【交通防犯課】

2. 上記以外にも、工業団地内の交差点で横断歩道の白線表示が消えている場所が散見されますので、白線表示をお願い致します。

(ロッテ付近 新狭山公園通りとの交差点) (新狭山駅南口 中新田入間川線との交差点) (ホンダ付近 新狭山1丁目交差点)

【回答】

横断歩道の白線表示につきましては、現場を確認したうえで、所管の狭山警察署へ要望してまいります。【交通防犯課】

3. 工業団地内には、信号、横断歩道、歩道橋など道路を横断できる所が少なく、無理に渡ろうとする人が多く危険です。工業団地内の横断歩道をもう少し増やしていただきますようお願いいたします。

【回答】

工業団地内での横断歩道の新設につきましては、具体的な設置場所をお伺いしたうえで、所管の狭山警察署へ要望してまいります。【交通防犯課】

<道路関連>

4. 狭山中央通り、新狭山一丁目（ニチレイバイオサイエンスから住協建設間）の歩道が夜間暗くて危険です。街灯の設置をお願い致します。

【回答】

防犯灯の設置につきましては、具体的な設置場所をお伺いしたうえで、関係自治会等と協議し、設置について検討してまいります。【交通防犯課】

5. 大雨の時、新狭山1丁目交差点からニチレイバイオサイエンスの区間で、歩けないほど水が溜まるので、早く排水できるような対策をお願い致します。

【回答】

当該箇所につきましては、歩道内の雨水排水処理に不具合が生じていることから対策を検討し、解消できるよう進めてまいります。**【道路雨水課】**

6. 狭山中央通りの新狭山1丁目交差点の横断歩道部分のアスファルト舗装が剥がれ路面が凸凹なため、車両にも歩行者にも危険な状態です。早急に路面の補修をお願い致します。

【回答】

新狭山1丁目交差点のアスファルト舗装の補修につきましては、令和3年1月中旬から下旬において、当該箇所を含めた路線的に舗装の打替え工事を実施し、改善を図ったところであります。

【道路雨水課】

<環境整備関連>

7. ムクドリに対する被害が会員企業から沢山出ています。以前にもお聞きした事がありますが、その後のムクドリ対策の進捗状況をお聞かせ下さい。

【回答】

ムクドリ対策につきましては、特に鳥が集まっている電線には、東京電力等に対応をお願いしておりますが、一時的にいなくなっても、また戻ってきてしまい、未だ有効な手段が見つからず、対応に苦慮しているところであります。

新たな情報が入りましたら、その都度、情報発信してまいります。**【環境課】**

8. ケヤキの落ち葉清掃、台風時の枝の落下対策、歩道の隆起、落葉の排水対策などの相談の外、最近ではケヤキの木を伐採して欲しいとの要望も多くあります。ケヤキが大木になり、定期的な手入れ費用も大変と思います。ケヤキ並木については根本的な検討が必要な時期に来ていると考えますが、市のお考えをお聞かせください。

【回答】

ケヤキ並木につきましては、道路景観を向上させ良好な道路環境を形成することを目的としており、定期的な剪定及び伐採により管理してまいります。今後の生育状況等によっては、植栽間隔等について検討することも考えてまいります。**【道路雨水課】**

<その他>

9. 歩行タバコ、歩行スマホ、タバコの吸殻やごみの投げ捨て、公共施設での喫煙や衛星対策等についても会員からの問い合わせが多く、本会としても注意看板の設置等を検討中ではありますが、市としてのアドバイスがありましたらお願い致します。

【回答】

歩行タバコやごみの投げ捨てへの対策につきましては、市としては、啓発看板の設置や防止キャンペーン等を実施し、マナーの向上に取り組んでおります。

また、快適な環境を維持していくためには、市民一人ひとりの環境美化に対する自発的な取組

を継続的に推進していくことが効果的であり、環境美化活動を実施する団体への支援（アダプトプログラム制度）を行っております。

各種団体の方々が、道路や水辺などの環境美化活動に取り組む姿は、環境美化意識の醸成に大いに寄与していると考えております。引き続きこの活動の輪が広がるよう支援してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。**【環境課】**

【回答】

平成30年7月に成立、公布された健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」）では、望まない受動喫煙をなくすことを目的に、施設の類型、場所ごとにその対策を実施することが規定されており、例えば、市役所などの行政機関の庁舎では敷地内禁煙を、また、事務所・工場・飲食店等の施設では原則屋内禁煙（ただし喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可能）となっております。

詳細につきましては、狭山保健所が管轄となりますが、まずは、禁煙場所と喫煙場所を明確にした表示をすることが重要と考えます。

なお、狭山市の公共施設においては、受動喫煙防止対策に関する基本方針を定め、令和元年7月1日より当該方針に掲げた要件を満たす施設を除き原則敷地内禁煙としております。

【健康づくり支援課】

【回答】

歩きスマホに対する注意喚起につきましては、市では公式ホームページにより広く市民に対して呼びかけております。ご理解ご協力をお願いいたします。**【交通防犯課】**